

○松本市上下水道局建設工事一般競争入札実施要綱

平成12年4月1日

上下水道局告示第1号

改正 平成17年3月31日上下水道局告示第23号

平成22年3月31日上下水道局告示第8号

平成24年3月30日上下水道局告示第11号

(目的)

第1条 この要綱は、入札制度の一層の公平かつ透明性を図るため、松本市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が発注する建設工事のうち、一定金額以上の建設工事について一般競争入札を実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(準用規定)

第2条 上下水道局が発注する建設工事の一般競争入札の実施については、松本市建設工事一般競争入札実施要綱（平成10年告示第29号）を準用する。この場合において、本則中「市長」とあるのは「水道事業及び公共下水道事業の管理者」と、「本市」とあるのは「松本市上下水道局」と、第1条中「松本市財務規則（平成3年規則第10号）」とあるのは「松本市上下水道局の契約に関する規程（平成10年上下水道局管理規程第16号）」と、第3条中「松本市業者指名審査委員会」とあるのは「松本市上下水道局業者指名審査委員会」と、第4条第1項第2号中「松本市建設工事入札制度合理化対策要綱（昭和42年告示第11号）第8条」とあるのは「松本市上下水道局建設工事入札制度合理化対策要綱（平成10年上下水道局告示第2号）」と、同項第4号中「松本市建設工事等入札参加者に係る指名停止要領（平成9年訓令甲第1号。以下「停止要領」という。）第1条」とあるのは「松本市上下水道局建設工事等入札参加者に係る指名停止規程（平成10年上下水道局管理規程第20号。以下「停止規程」という。）」と、同項第9号中「停止要領」とあるのは「停止規程」と、第5条中「松本市建設工事一般競争入札参加資格申請書」とあるのは「松本市上下水道局建設工事一般競争入札参加資格申請書」と、「松本市建設工事共同企業体運用要綱（平成8年告示第227号。以下「運用要綱」という。）第4条」とあるのは「松本市上下水道局建設工事共同企業体運用要綱（平成10年上下水道局告示第3号。以下「運用要綱」という。）」と、第7条中「松本市建設工事一般競争入札参加資格確認通知書」とあるのは「松本市上下水道局建設工事一般競争入札参加資格確認通知書」と、第8条中「停止要領」とあるのは「停止規程」と、様式中「松本市」とあるのは「松本市上下水道局」と読み替えるものとする。

附 則

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日上下水道局告示第23号）

（施行期日）

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の松本市上下水道局建設工事一般競争入札実施要綱、松本市上下水道局の製造の請負、物件の供給その他の契約に係る入札参加資格審査要綱、松本市上下水道局建設工事入札制度合理化対策要綱、松本市上下水道局建設工事共同企業体運用要綱、松本市水道事業有料公告掲載取扱要綱、松本市公共下水道供用開始区域内水洗化普及促進事務取扱要綱、松本市生活扶助世帯水洗便所設置費補助金交付要綱及び松本市公共下水道区域内におけるディスポーザー排水処理取扱要綱の規定により使用されている様式は、当分の間この告示による改正後の松本市上下水道局建設工事一般競争入札実施要綱、松本市上下水道局の製造の請負、物件の供給その他の契約に係る入札参加資格審査要綱、松本市上下水道局建設工事入札制度合理化対策要綱、松本市上下水道局建設工事共同企業体運用要綱、松本市水道事業有料公告掲載取扱要綱、松本市生活扶助世帯水洗便所設置費補助金交付要綱及び松本市公共下水道区域内におけるディスポーザー排水処理取扱要綱の相当規定により使用されている様式とみなす。

附 則（平成22年3月31日上下水道局告示第8号）

（施行期日）

この告示は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成24年3月30日上下水道局告示第11号）

この告示は、平成24年4月1日から施行し、同日以後に行う入札の公告に係るものから適用する。